

公 告

ふくいの農業・農村魅力発信業務委託について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年9月24日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業 務 名 ふくいの農業・農村魅力発信業務委託
- (2) 業務内容 別添「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領」および別添「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託 仕様書」(併せて、以下「実施要領等」という。)の
のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 委託上限額 3,000,000 円 (消費税および地方消費税を含む。)

2 企画提案書を提出する者の要件

この企画提案に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条の規定に基づき、知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。
- (7) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (8) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的も

しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

3 実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和8年10月16日(金)17時00分まで
- (2) 交付方法 農村振興課のWebページからのダウンロードによる。
(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/nouson/index.html>)

4 参加資格の認定申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

- (1) 提出書類 「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領」による。
- (2) 提出期限 令和8年10月8日(木)17時00分まで
- (3) 提出方法 電子メール(PDFファイルの添付)による。
- (4) 提出先 福井県農林水産部農村振興課あて
E-mail:noson@pref.fukui.lg.jp
- (5) その他 「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領」による

5 公示業務に関する質問手続

本業務に関する質問は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領」による。
- (2) 提出期限 令和8年10月5日(月)12時00分まで
- (3) 提出方法 電子メール(PDFファイルの添付)による。
- (4) 提出先 4の(4)に同じ。
- (5) 回答方法 「ふくいの農業・農村魅力発信魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領」による。

6 企画提案書の提出手続

参加資格の認定を受けた者に限り、企画提案書等を提出することができる。

- (1) 提出書類 「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領」による。
- (2) 提出期限 令和8年10月16日(金)17時00分まで
- (3) 提出方法 電子メール(PDFファイルの添付)による。
- (4) 提出先 4の(4)に同じ。
- (5) その他 「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領」による。

7 審査および委託先候補者の選定等

(1) 企画提案書の審査

提出された企画提案書等の内容について、企画提案書を提出した者(以下「企画提案者」という。)によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において総合的に審査した上で、委託先候

補者を選定する。

(2) 実施日時

令和8年10月22日(木)に実施予定(時間および場所等の詳細は、企画提案者に対して別途電子メールにて通知する。)

(3) 審査方法

「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領」による。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず企画提案者全員に電子メールにて通知する。

なお、審査経緯ならびに各企画提案者の企画提案内容および経費見積書等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合

イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合

ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

8 契約の締結

「ふくいの農業・農村魅力発信業務委託に係るプロポーザル実施要領」による。

9 その他

(1) 提出された企画提案書等のデータは、削除しない。

(2) 参加資格の認定および企画提案に係る一切の費用は、参加表明者および企画提案者の負担とする。

(3) この公示に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(4) この公示に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

(5) 企画提案書を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること。また、福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

(6) 災害等不測の事態が生じた場合は、本プロポーザルに関する手続を延期・中止することがある。

10 問い合わせ・提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県農林水産部農村振興課 農村環境グループ

担当：堀内、東出

電話 0776-20-0453(土日祝日を除く、9時から17時まで)

E-mail noson@pref.fukui.lg.jp